令和7年11月末日

お客さま各位

郡山信用金庫

口座開設をされるお客さまへのお願い

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、預金口座を悪用した特殊詐欺等の犯罪行為が数多く発生し、社会問題となっております。当金庫では、こうした犯罪を未然に防止するため、新たに口座を開設されるお客さまに下記の事項についてご説明やお願いをしております。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

1． 本人確認のお願い

(1) 個人のお客さま

① 口座を開設されるご本人様の本人確認をさせていただきます。また、ご本人様以外の方がご来店される場合は、口座を開設される方の本人確認に加え、ご来店された方の本人確認が必要です。また、口座を開設される方とのご関係を確認できる書類のご提示をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。

② 運転免許証またはマイナンバーカードなど、顔写真付きの公的な本人確認書類をご提示ください。顔写真付きの本人確認書類のご持参がない場合は、顔写真なしの本人確認書類を２種類ご提示いただきます。また、ご本人様のご職業（勤務先）や口座の開設目的等をお尋ねいたします。

(2) 法人のお客さま

① 法人名義の口座開設依頼をいただいた場合、口座開設にあたり当金庫所定の確認を行わせていただくため、お申し込みから口座開設まで1 週間程度かかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

② お申込みに際してご提示いただく書類等 （原本）

ア． 法人の履歴事項全部証明書 （発行後6ヵ月以内のもの）

※ 全役員の方の生年月日や住所等をお尋ねする場合がございます。

※ 印鑑証明書の提示を依頼する場合がございます。

イ． ご来店される方の公的な本人確認書類 （運転免許証、マイナンバーカード等）

※ ご来店される方が法人の代表権を持たれていない場合には、「ご来店者が法人から口座開設を委任されていること」 を電話等で確認させていただく場合がございます。

ウ． 法人の実質的支配者の氏名、住所、生年月日等の申告

※ 実質的支配者とは、議決権を２５％超保有するなど、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある個人の方をいいます。

上記書類に基づき、口座開設の目的、具体的な事業内容等についてお尋ねいたします。必要に応じて、追加書類のご提示、事務所への訪問、代表者の方との面談等をお願いする場合があります。

2．口座の開設は、最寄りの当金庫窓口にてお申込みください。

口座の開設は、「ご自宅」「勤務先」「事業所」に近く、ご利用に便利な最寄りの当金庫窓口にてお申込みください。

なお、ご住所が遠隔地のお客さまについては、口座開設の経緯・理由等を詳しくお尋ねいたします。

3．複数の普通預金口座を開設することはご遠慮ください。

既に当金庫に普通預金口座をお持ちの場合、新たな普通預金口座の開設の経緯・理由等をお尋ねするとともに、口座の開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4．架空・他人名義口座の開設や口座を売ったり、貸したりすると犯罪になります。

① 口座を売る側・買う側・譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり法律による罰則の対象となります。他の金融機関でも口座の開設や利用ができなくなる場合があります。

② 口座開設後に、預金規定に違反する場合や、不自然なお取引・違法行為につながる取引であると判断した場合には、お客さまに通知することなく口座の利用停止や解約をさせていただくことがあります。

5．留意事項

・総合的な判断により、口座開設をお断りする場合がございますのでご了承ください。

・ご提示いただいた書類等の写しは、ご返却いたしませんのでご了承ください。

以　上

あなたのあしたに…まごころバンク

郡山信用金庫